

10「学校いじめ防止基本方針」に関わる資料

「いじめ防止対策推進法」

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、・・・いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において「いじめ」とは、・・・当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

第2章 いじめ防止基本方針等

(学校いじめ基本方針)

第13条 学校は、いじめ防止基本方針または地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめ防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

第4章 いじめの防止等に関する措置

(学校におけるいじめ防止等の対策のための組織)

第22条 学校は当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめ防止等の対策のための組織を置くものとする。

※ 平成25年 6月28日 いじめ防止対策推進法の公布

※ 平成25年 9月28日 いじめ防止対策推進法の施行

※ 平成25年10月11日 いじめ防止のための基本的な方策の策定（文部科学省）

